

議案第9号

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する条例
第1条 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成16年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（教育長を除く。）」を削る。

第2条 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「者が」を「者が、教育長職務代理者」に、「委員長等」を「教育長職務代理者等」に改め、同条第2項中「委員長等」を「教育長職務代理者等」に改める。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	教育長 職務代理者	月額 272,000円
	委員	月額 242,000円

第3条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第3項中「杉並区教育委員会の」の次に「教育長若しくは」を加える。

第4条 杉並区立杉並芸術会館条例（平成17年杉並区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第3項中「杉並区教育委員会の」の次に「教育長若しくは」を加える。

第5条 杉並区立産業商工会館条例（昭和40年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「杉並区教育委員会の」の次に「教育長若しくは」を加える。

第6条 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和57年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第3項中「杉並区教育委員会の」の次に「教育長若しくは」を加える。

第7条 杉並区立保育所条例（昭和36年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「杉並区教育委員会の」の次に「教育長若しくは」を加える。

第8条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第21条の7の2第3項中「教育委員会の」の次に「教育長若しくは」を加える。

第9条 杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3項中「委員、杉並区選挙管理委員会」を「教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会」に改める。

第10条 杉並区立図書館条例（昭和57年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第3項中「委員、杉並区選挙管理委員会」を「教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間（以下「旧教育長在職期間」という。）は、第1条による

- 改正後の杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第2条第1号の規定は適用せず、第1条による改正前の杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧教育長在職期間中は、第2条による改正後の杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号及び第2項並びに別表の規定は適用せず、第2条による改正前の杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号及び第2項並びに別表の規定は、なおその効力を有する。
 - 4 旧教育長在職期間中は、第3条による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例第13条の2第3項の規定は適用せず、第3条による改正前の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例第13条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。
 - 5 旧教育長在職期間中は、第4条による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例第13条の2第3項の規定は適用せず、第4条による改正前の杉並区立杉並芸術会館条例第13条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。
 - 6 旧教育長在職期間中は、第5条による改正後の杉並区立産業商工会館条例第15条の2第3項の規定は適用せず、第5条による改正前の杉並区立産業商工会館条例第15条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。
 - 7 旧教育長在職期間中は、第6条による改正後の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例第11条の2第3項の規定は適用せず、第6条による改正前の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例第11条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。
 - 8 旧教育長在職期間中は、第7条による改正後の杉並区立保育所条例第3条の2第3項の規定は適用せず、第7条による改正前の杉並区立保育所条例第3条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。
 - 9 旧教育長在職期間中は、第8条による改正後の杉並区立公園条例第21条の7の2第3項の規定は適用せず、第8条による改正前の杉並区立公園条例第21条の7の2第3項の規定は、なおその効力を有する。
 - 10 旧教育長在職期間中は、第9条による改正後の杉並区体育施設等に関する条

例第17条の2第3項の規定は適用せず、第9条による改正前の杉並区体育施設等に関する条例第17条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。

- 1 1 旧教育長在職期間中は、第10条による改正後の杉並区立図書館条例第10条の2第3項の規定は適用せず、第10条による改正前の杉並区立図書館条例第10条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する条例
新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 杉並区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員 _____及び同法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 杉並区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員 <u>（教育長を除く。）</u>及び同法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p>

第2条による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 報酬は、日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける者</p>	<p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 報酬は、日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける者</p>

に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。

(1) 略

(2) 月額報酬は、その者が、教育長職務代理人、委員長、委員長職務代理人、会長、会長職務代理人又は委員（以下「教育長職務代理人等」という。）の職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職、解職等によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで支給する。

2 月額報酬を受ける教育長職務代理人等が月の中途においてその職に就いたとき又はその職を離れたときのその月分の報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、当該教育長職務代理人等がその職に就いた日又はその職を離れた日にその属する委員会の他の職を有するときのその日の報酬は、その多い方の額による。

に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。

(1) 略

(2) 月額報酬は、その者が_____、委員長、委員長職務代理人、会長、会長職務代理人又は委員（以下「委員長等」という。）の職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職、解職等によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで支給する。

2 月額報酬を受ける委員長等が月の中途においてその職に就いたとき又はその職を離れたときのその月分の報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、当該委員長等がその職に就いた日又はその職を離れた日にその属する委員会の他の職を有するときのその日の報酬は、その多い方の額による。

第3条による改正（杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(管理の業務を行うことができない法人等) 第13条の2 略	(管理の業務を行うことができない法人等) 第13条の2 略

2 略	2 略
3 杉並区教育委員会の <u>教育長若しくは</u> 委員、杉並区選挙管理委員会の委員、 杉並区監査委員又は杉並区農業委員会 の委員（以下この項において「委員 等」という。）が無限責任社員等とな っている法人その他の団体は、委員等 のそれぞれの職務に関し、指定管理者 として管理の業務を行うことができな い。	3 杉並区教育委員会の _____ 委員、杉並区選挙管理委員会の委員、 杉並区監査委員又は杉並区農業委員会 の委員（以下この項において「委員 等」という。）が無限責任社員等とな っている法人その他の団体は、委員等 のそれぞれの職務に関し、指定管理者 として管理の業務を行うことができな い。

第4条による改正（杉並区立杉並芸術会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(管理の業務を行うことができない法人 等)	(管理の業務を行うことができない法人 等)
第13条の2 略	第13条の2 略
2 略	2 略
3 杉並区教育委員会の <u>教育長若しくは</u> 委員、杉並区選挙管理委員会の委員、 杉並区監査委員又は杉並区農業委員会 の委員（以下この項において「委員 等」という。）が無限責任社員等とな っている法人その他の団体は、委員等 のそれぞれの職務に関し、指定管理者 として管理の業務を行うことができな い。	3 杉並区教育委員会の _____ 委員、杉並区選挙管理委員会の委員、 杉並区監査委員又は杉並区農業委員会 の委員（以下この項において「委員 等」という。）が無限責任社員等とな っている法人その他の団体は、委員等 のそれぞれの職務に関し、指定管理者 として管理の業務を行うことができな い。

第5条による改正（杉並区立産業商工会館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 杉並区教育委員会の<u>教育長若しくは</u>委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。</p>	<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 杉並区教育委員会の_____委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。</p>

第6条による改正（杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 杉並区教育委員会の<u>教育長若しくは</u>委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等とな</p>	<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 杉並区教育委員会の_____委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等とな</p>

つている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

つている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

第7条による改正（杉並区立保育所条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 杉並区教育委員会の<u>教育長若しくは</u>委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。</p>	<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 杉並区教育委員会の_____委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。</p>

第8条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第21条の7の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第21条の7の2 略</p> <p>2 略</p>

3 教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 教育委員会の_____委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

第9条による改正（杉並区体育施設等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会の<u>教育長若しくは委員</u>、<u>杉並区選挙管理委員会</u>の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。</p>	<p>(管理の業務を行うことができない法人等)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会の<u>委員</u>、<u>杉並区選挙管理委員会</u>の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。</p>

第10条による改正（杉並区立図書館条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理の業務を行うことができない法人</p>	<p>(管理の業務を行うことができない法人</p>

等)

第10条の2 略

2 略

3 委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

等)

第10条の2 略

2 略

3 委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。